

## 第 10 回 大阪府河川周辺地域の環境保全等審議会

### 安威川ダム建設事業の事業評価について

(事業評価結果を踏まえた今後の取組み)

平成 30 年 3 月 22 日 (木)

大 阪 府

## 目 次

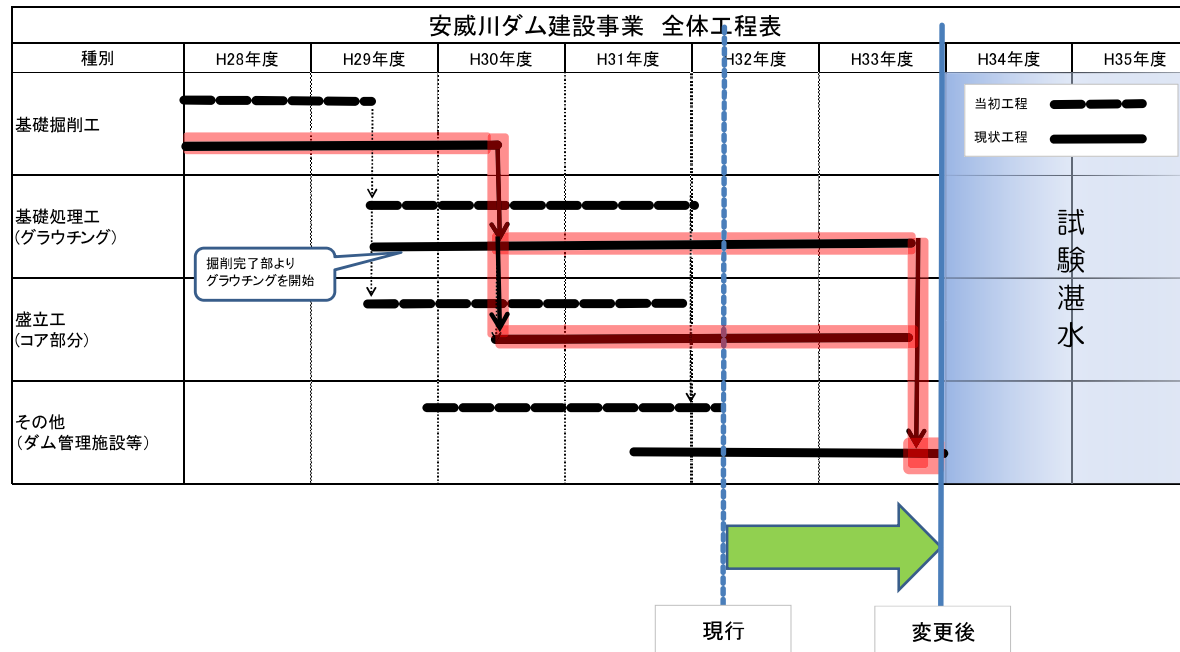
|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 1.安威川ダム建設事業の事業評価について .....     | 資料 1-1 |
| 1.1.事業評価の内容について .....          | 資料 1-1 |
| 1.2.事業期間変更に伴う環境への影響等について ..... | 資料 1-2 |
| 1.3.フラッシュ放流計画の検討について .....     | 資料 1-4 |

# 1. 安威川ダム建設事業の事業評価について

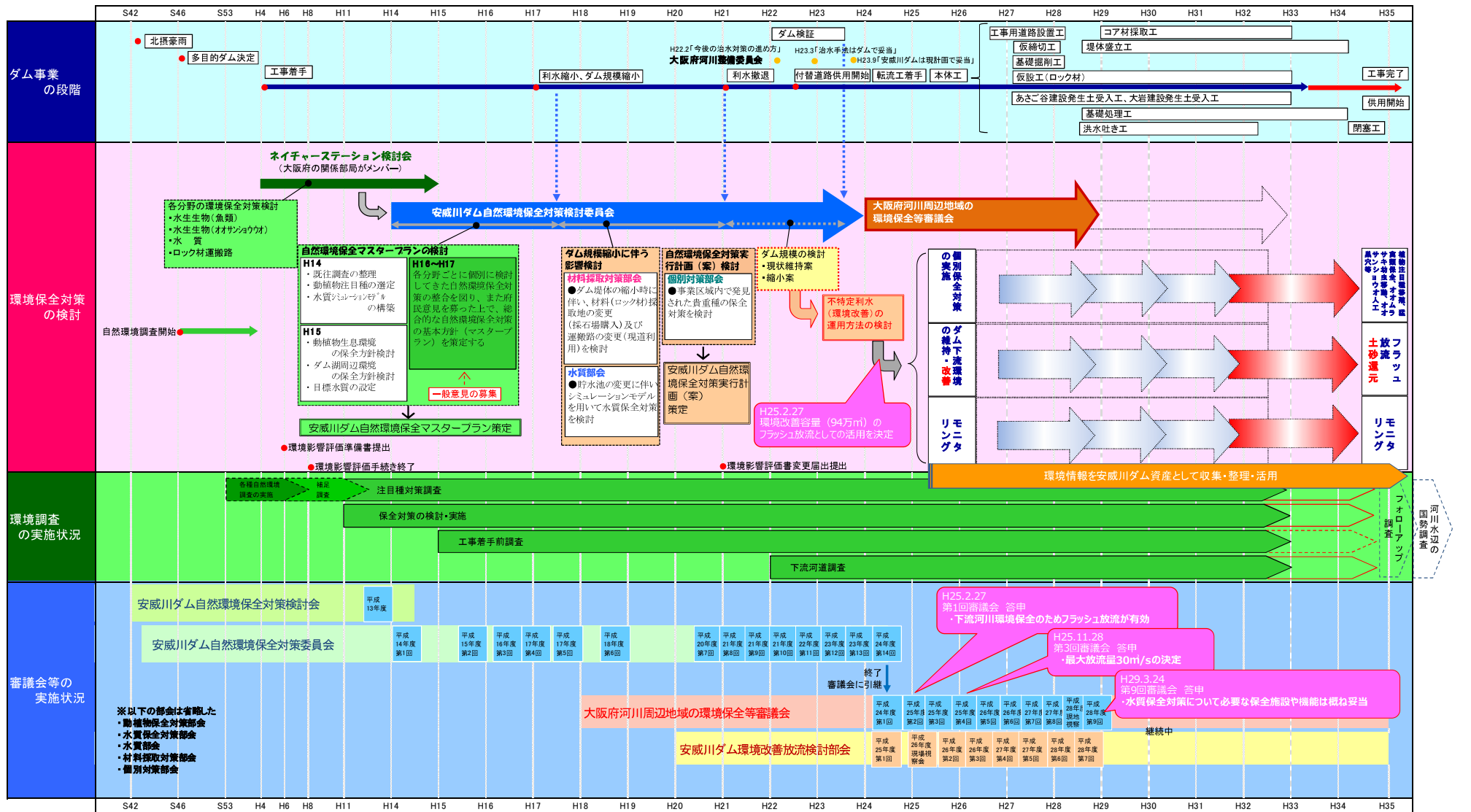
## 1.1. 事業評価の内容について

- 大阪府では、建設事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、建設事業評価を実施しており、河川事業・ダム事業については、大阪府河川整備審議会で事業評価を行っている。
- 安威川ダム建設事業については、平成 24 年度に再評価を実施しており、再評価後 5 年を経過するため、平成 29 年度に事業評価を実施した。
- 今回の建設事業再評価において、主に以下の点の見直しを行った。
  - 事業費：施工数量の増加、社会情勢の変化等  
1,314億円 ⇒ 1,536億円（222億円の増 現事業費の約17%）
  - 事業期間：ダム本体完成予定年度（治水効果発現時期）の精査  
平成 32 年度※ ⇒ 平成 33 年度
- 上記内容については、河川整備審議会において3回の審議を経た結果、平成 29 年 8 月 23 日に、事業継続は妥当との答申をいただいている。
- 引き続き、環境保全対策を行いながら、ダム建設事業を進めていく必要がある。

表 1.1.1 安威川ダム建設事業全体工程



# 1.2. 事業期間変更に伴う環境への影響等について



- ・事業評価において、事業期間の見直しを行ったが、ダム建設の期間が延びることに伴う環境への影響等については、下表の内容が考えられる。
- ・工事期間の延伸に伴い、工事中の濁水など、引き続き下流河川への配慮が必要であるが、濁水処理設備等を適切に運用することで、対応していく。

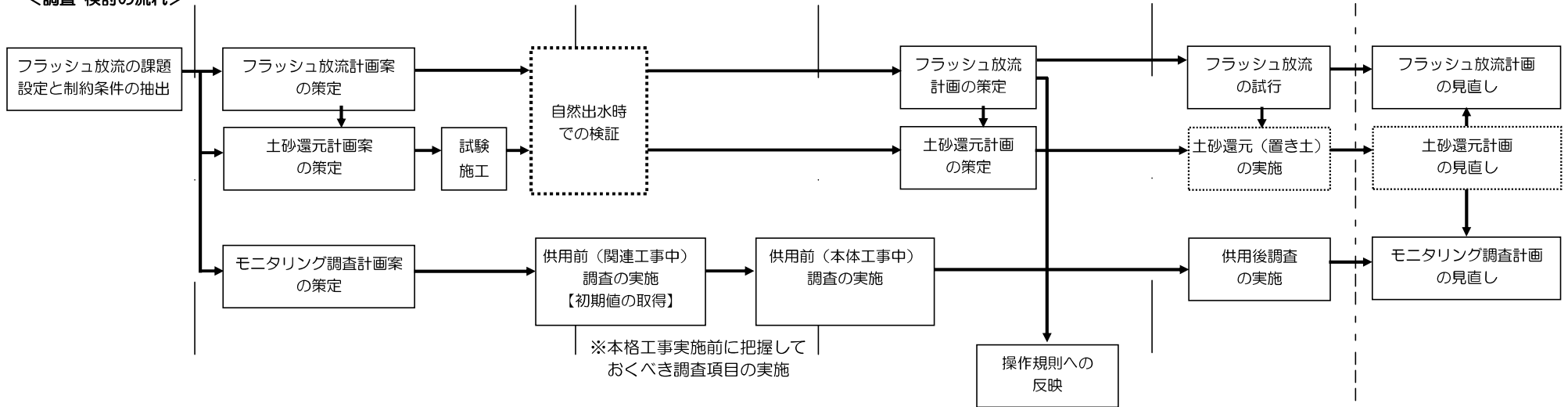
表 1.1.2 安威川ダム建設事業の工事期間の延伸に伴う環境への影響と対策

| 環境影響評価項目   | 工事期間の延伸に伴う環境への影響について   | 検討対象項目 | 対策   |
|------------|--|--------|--|
| ①大気汚染      | ⇒建設機械からの汚染物質の排出期間が長くなるが、 <u>期間あたりの稼働台数は予測時の計画台数と同程度か少なくなる</u> ため、環境影響の増大は想定されない。   |        |  |
| ②水質汚濁      | ⇒濁水が河川へ流入する可能性のある期間が長くなるため、水質に影響が生じる可能性がある。  | ○      | 工事現場内の濁水処理設備を適切に運用する。                                    |
| ③騒音        | ⇒建設機械の稼働による建設作業騒音及び工事用車両の走行による騒音発生期間が長くなるが、 <u>期間あたりの建設機械の稼働率と工事用車両台数は同程度か少なくなる</u> ため、環境影響の増大は想定されない。                                     |        |  |
| ④振動        | ⇒建設機械の稼働による建設作業振動及び工事用車両の走行による振動発生期間が長くなるが、 <u>期間あたりの建設機械の稼働率と工事用車両台数は同程度か少なくなる</u> ため、環境影響の増大は想定されない。                                     |        |  |
| ⑤低周波空気振動   | ⇒堤体工事に伴う発破作業の期間が長くなるが、 <u>期間あたりの発破回数は同程度か少なくなる</u> ため、環境影響の増大は想定されない。  |        |  |
| ⑥電波障害      | ⇒ <u>新たに設置する構造物等は計画されておらず</u> 、電波の遮へいの程度に変化がないため、環境影響の増大は想定されない。   |        |  |
| ⑦地象        | ⇒ <u>土地の安定性は変化しない</u> ため、環境影響の増大は想定されない。   |        |  |
| ⑧水象        | ⇒ <u>河川流況に変化は生じない</u> ため、環境影響の増大は想定されない。   |        |  |
| ⑨陸生動物      | ⇒樹木の伐開、地表の剥離、水域の攪乱等、 <u>変更の程度は変化しない</u> 。しかし、建設機械の稼働や工事用車両の走行の期間が長くなるため、猛禽類の繁殖等に影響が生じる可能性がある。  | ○      | 工事に伴う騒音が多いダムサイト付近に猛禽類の営巣地は確認されていないが、工事等において騒音対策などの配慮を行う。 |
| ⑩陸生植物      | ⇒樹木の伐開、地表の剥離、水域の攪乱等、 <u>変更の程度は変化しない</u> ため、環境影響の増大は想定されない。   |        |  |
| ⑪水生生物      | ⇒水域の変更の程度は変化しない。しかし、濁水が河川へ流入する可能性のある期間が長くなるため、水生生物の生息状況に影響が生じる可能性がある。  | ○      | 工事現場内の濁水処理設備を適切に運用する。                                    |
| ⑫レクリエーション  | ⇒工事用車両が東海自然歩道等の一部を走行する期間が長くなるため、レクリエーション活動に影響が生じる可能性がある。   | ○      | 府道茨木亀岡線は工事台数の制限内での運搬を順守する。                               |
| ⑬自然景観      | ⇒ <u>新たに設置する構造物等は計画されておらず</u> 、自然景観の変化がないため、環境影響の増大は想定されない。  |        |  |
| ⑭文化財       | ⇒オオサンショウウオが生息する[ ]に対する環境影響の増大は想定されない。<br>事業予定地直近の文化財に対する振動等の影響は、振動発生等の期間が長くなるが、 <u>期間あたりの建設機械の稼働率と工事用車両台数は同程度か少なくなる</u> ため、環境影響の増大は想定されない。 |        |  |
| ⑮廃棄物に関する計画 | ⇒工事の実施に伴う伐採樹木、土砂、建築物等の解体による <u>廃棄物の内容は変化しない</u> ため、環境影響の増大は想定されない。   |        |  |
| ⑯夜間工事中の照明  | ⇒一部の工種（基礎処理工）については、効率的な施工のため、24時間体制にて実施しており、作業のために照明を使用している。   | ○      | 地盤に対して実施する工種のため、照明を、内向き・下向きとし、照明が広がらないように配慮を行う。          |

### 1.3. フラッシュ放流計画の検討について

- ・事業期間の見直しを行い、治水効果発現までの時期が延伸したが、この間により具体的なフラッシュ放流の実施方法を検討していく。
- ・今後のスケジュール等については、次年度以降にお示しし、計画策定に向けた検討を行う。
- ・完成後のフォローアップについても、評価を行う時期等について、今後検討を行う。

#### <調査・検討の流れ>



#### <事業段階>

